

家屋と償却資産の区分の例示

【家屋の要件】 ①土地に定着 ②屋根及び周壁又はこれに類するものを有する ③目的とする用途に利用できる状態にある
 ※償却か家屋かは、利用状況等を勘案して判断します

課税客体		区分		条件又は理由等
		家屋	償却	
NTT	電話ボックス		○	
	収容函(有線電話の交換所)		○	基礎等により土地に定着していない
	中継函(無線電話の中継所)		○	
鉄道高架駅		○		
地下街	店舗部分	○		
	通路部分		○	
ガソリンスタンドの キャピ-	ビル又は事務所と一体のもの	○		
	〃 別のもの		○	
陸揚げされた船舶(別荘として使用)		○		基礎等により土地に定着
車庫・倉庫等	貨車又はコンテナ利用の倉庫	○		車輪を外し基礎等により土地に定着
	三方に周壁を有し、出入り口が開放された車庫等	○		一般の車庫と変わらない機能を果たし得る
	周壁なしの車庫、資材置き場		○	周壁等により外界との遮断空間を有しない
賃借人が附加した 内装・附帯設備等	家屋と一体不可分のもの		○	地方税法第 343 条第 9 項を適用
	取り外し可能なもの		○	
ゴルフ練習場	打席部分に屋根及び周壁を有する	○		
	打席部分に屋根を有し、一方のみ壁を有する		○	周壁等により外界との遮断空間を有しない
ゴルフ場施設等	避難小屋		○	周壁等により外界との遮断空間を有しない
	クラブハウス周辺の植樹及び花壇等		○	緑化施設に該当
	芝生	-	-	土木施設でも緑化施設でもなく、土地の造成費にも含まれない
	バンカー	-	-	
農業用温室	合成樹脂版	○		基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が恒久的資材と認められる
	ガラス	○		
	ビニルフィルム		○	恒久的な資材ではない
テニスコート			○	クレーコートにあっては、規模、構造上構築物とみられ、また会計処理上も構築物として扱われている
組立式簡易住宅		○		土地に定着し居住可能
建売住宅の展示家屋		○		居住可能な設備があり、賦課期日を含め相当期間(約 1 年以上)設置されている
冷蔵倉庫の防熱設備		○		家屋と一体不可分
TV センター	ビルと展望台	○		
	鋼鉄アングル(展望台支え部分)		○	